

一般競争入札公告

沖縄県立博物館・美術館 開館10周年記念誌「10年の歩み」製作委託業務の契約の一般競争入札について、次のとおり公告する。

平成 30 年 11 月 5 日

沖縄県立博物館・美術館
館長 田名 真之

1. 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名 沖縄県立博物館・美術館 開館10周年記念誌「10年の歩み」製作委託業務
- (2) 仕様書 別添のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日～平成 31 年 3 月 22 日

2. 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本県競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という）に登録されているもので下記関係書類①を提出したもの、もしくは名簿に登録されていないが、下記関係書類①から③の提出及び当方の審査をもって入札参加資格があると認められたもの。

①競争入札参加資格申請書（様式 1）

②定款又は寄付行為及び登記事項証明書（法人でない団体にあっては、定款又は寄付行為に相当する書類）

③納税証明書

（ア）国税の納税証明書（「納税証明書その 3 の 3」申請日より 3 ヶ月以内に交付されたもの）。法人以外の団体にあっては代表者の納税証明書。

（イ）都道府県税の納税証明書（「全税目」申請日より 3 ヶ月以内に交付されたもの。直近 3 年分）。法人以外の団体にあっては代表者の納税証明書。

- (2) 過去 5 年以内に本件委託業務と同種・同規模の業務（博物館又は美術館の収蔵品目録、図録等）を履行した実績を有することを証する書類及びその資料（様式 4）を提出できる者とする。
- (3) 本件委託業務の説明会（4.（2）に記載）に参加した者とする。

3. 入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者及び同条第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの。
- (2) 会社更正法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による民事再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てがなされた者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に掲げる暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者

4. 競争入札の公告期間・説明会・質問事項の受付期間

- (1) 応募要領等の配布：沖縄県公式 Web サイト
掲載期間：公告日から 11 月 15 日（木）
- (2) 入札参加に係る説明会

日時：平成 30 年 11 月 12 日（月）15 時 00 分から

場所：博物館講座室

説明会の申込期間：公告日から 11 月 9 日（金）16 時までに下記宛てに電話もしくは F A X にて行うこととする。

電話番号：0 9 8－8 5 1－5 4 0 2 F A X：0 9 8－9 4 1－3 7 3 0

電話受付時間：9 時 00 分～11 時 30 分、13 時 00 分～16 時 00 分

美術館班 玉那覇（たまなは） 奥平（おくひら） まで

（3）入札参加に係る質問事項の受付期間

平成 30 年 11 月 13 日（火）から 11 月 15 日（木）正午までに（様式 7）にて下記宛てに F A X もしくはメールにて行うこととする。

F A X：0 9 8－9 4 1－3 7 3 0

E-mail: tamanahi@pref.okinawa.lg.jp 美術館班 玉那覇（たまなは） まで

回答は 1 回、説明会参加者全員に対して 11 月 16 日（金）中に F A X もしくはメールにて行う。

5. 入札参加資格の申請方法

（1）申請の方法

この公告による入札参加を希望する者は、次に掲げる書類を直接又は書留郵便により（3）ウに掲げる場所に提出し、入札参加の確認を受けるものとする。ただし、不備等がある場合、受付期間内に補正しなければならない。

ア 競争入札参加資格申請書 ※ 2.（1）－① （様式 1）

（必要に応じ、（2），（1）－②、③を添付）

（2）申請書等の入手方法 沖縄県公式 W e b サイト

（3）申請書等の受付期間及び場所

ア 期間 平成 30 年 11 月 13 日（火）から 15 日（木）12 時 00 分必着

イ 受付時間：9 時 00 分～11 時 30 分、13 時 00 分～16 時 00 分（15 日は 12 時 00 分まで）

ウ 場所 〒900－0006 那覇市おもろまち 3－1－1 沖縄県立博物館・美術館（美術館班）

（4）入札参加資格の確認結果通知は、11 月 15 日（木）中にご連絡いたします。

6. 入札参加資格の取り消し等

（1）入札参加の資格を有する者が、3 に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

（2）入札参加を取り消したときは、取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

7. 入札保証金

（1）入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和 47 年沖縄県規則第 12 号）第 100 条の規定により、見積もる契約金額の 100 分の 5 以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の①又は②のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

①保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

②競争入札に付する場合において、令第 167 条の 5 及び令第 167 条の 11 に規定する資格を有する者で国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じく

する契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき

(2) 入札保証金の納付方法

- ①入札保証金納付書発行依頼書（様式2）を11月16日（金）12時までに当館に提出する。
- ②沖縄県が発行する「納付書」を当館で受け取り、納付書に記載されている金融機関で納付する。
- ③納付金融機関から受領書を受け取る。
- ④受領書の写しを入札前までに契約担当者へ提出すること。

(3) 入札保証金の還付

- ・落札しなかった場合は、入札保証金還付請求書（様式3）を当館へ提出する。（約2週間後に指定された口座に振り込みます。）
 - ・落札した場合は、納付すべき契約保証金に充当する。充当しない場合は、契約保証金を徴収後、先に納付済みの入札保証金を還付する。
- ※入札保証金額が足りなかった場合、その入札は無効となる。
- ※落札した場合は、契約金額の100分の10以上を契約締結前に納付する必要がある。

8. 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成30年11月19日（月）15:00～
- (2) 場所 沖縄県立博物館・美術館 博物館講座室

9. 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格の無い者のした入札
- (2) 入札者に求められた義務を履行しなかった者のした入札
- (3) 虚偽の申請を行った者のした入札
- (4) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (5) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (6) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (7) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明な入札
- (8) 入札条件に違反した入札
- (9) 連合その他不正の行為があった入札
- (10) 入札保証金が所定の金額に達しない者の行った入札

10. 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、ただちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせ

る者とする。

(3) 落札者がいない場合は再入札を行う。入札回数は3回（1回目の入札を含む）までとする。

(4) 再度入札に付しても落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約できるものとする。

11. 契約書

落札者と契約者を2通作成し、両方で保管する。

12. 契約保証金

(1) 契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

① 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。

② 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

※ 契約保証金について（抜粋）

第101条 令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。

(1) 契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

(2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。

(3) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(4) 法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。

(5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。

(6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が小額であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

一部改正〔平成9年規則10号・12年154号・13年37号・16年32号〕

14. 入札・仕様書に関する問い合わせ先

〒900-0006

沖縄県那覇市おもろまち3-1-1

電話番号：098-851-5402 FAX番号：098-941-3730

電話受付時間：9時00分～11時30分、13時00分～16時00分

沖縄県立博物館・美術館

美術館班 担当 玉那覇 英人（たまなは・ひでと）

総務班 上原 隆大（うえはら・たかひろ）